

精神病床の設備構造等に関する基準(案)に対する公衆衛生審議会の付帯意見

- 厚生省が作成した精神病床の設備構造等に関する基準(案)については、公衆衛生審議会として了承する。なお、次の事項について、指摘があったことを付言する。
- 1 大学付属病院及び内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科を有する100床以上の病院以外の精神病床における医師の員数に関して、入院患者48人に1人を標準とすることとされているが、この員数については、精神病床の機能分化等のあり方とともに検討を行うこと。
 - 2 大学付属病院及び内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科を有する100床以上の病院以外の精神病床における看護婦及び准看護婦の員数に関して、当分の間、入院患者5人に1人以上とすることができることとされているが、この「当分の間」については、人員配置の経過措置の5年間ににおける人員の確保の状況等を踏まえて検討すること。
 - 3 精神科医療の充実のためには、多くの医師が精神医療分野に対する理解を深めることが重要であることから、臨床研修において、精神医療分野に十分配慮するよう希望する。
 - 4 精神病床の機能分化や長期入院患者の療養のあり方を含め、21世紀の精神医療がどうあるべきかについて、早急に検討を開始すること。

平成12年12月13日

公衆衛生審議会精神保健福祉部会
部会長 高橋 清久